

生産国における現地情報の収集
 (欧州地域等)
 調査結果報告会

ラトビア
 (現地調査)

一般社団法人全国木材検査・研究協会

1. 概要

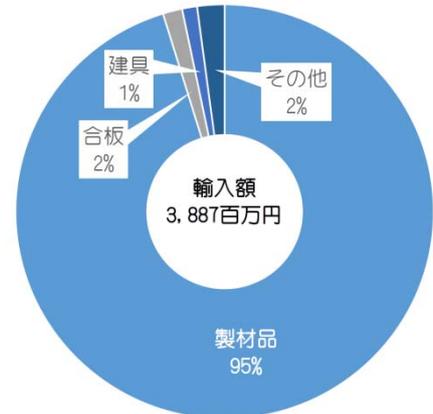
国土面積	6万4,600km ²	2016年
森林面積	304万ha	2016年
森林率	46%	
所有形態別 森林面積割合	国有林 49% 公有林 1% 私有林 50%	2016年
森林認証面積	FSC 1,047,622ha PEFC 1,698,405ha 重複面積 845,308ha 【参考指標】 (FSC+PEFC) - 重複面積 = 1,900,719ha = 森林面積の63%	2018年11月 2018年9月 2017年中頃



2. 木材製品需給量 (2017年) の概要

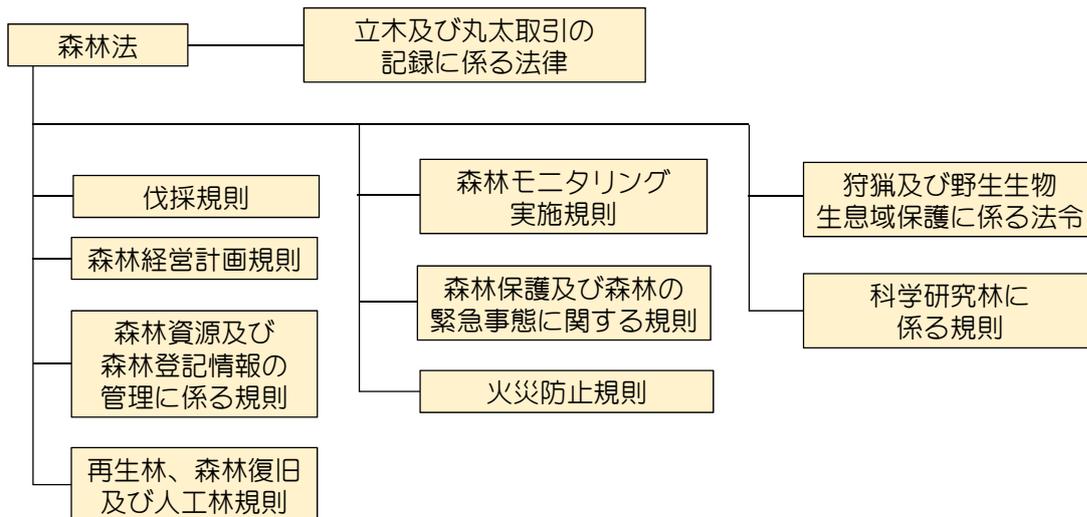
	販売量	輸入量	輸出量	
丸太	10,560千m ³ (2016年生産量)	1,190千m ³	2,595千m ³	
製材品	3,634千m ³	962千m ³	3,121千m ³	
	国別輸入量		国別輸出量	
丸太	【針葉樹】	900千m ³	【針葉樹】	960千m ³
	リトアニア	690千m ³	スウェーデン	453千m ³
	エストニア	81千m ³	エストニア	182千m ³
	その他	129千m ³	中国	124千m ³
	【広葉樹】	290千m ³	その他	201千m ³
	リトアニア	186千m ³	【広葉樹】	1,635千m ³
	エストニア	56千m ³	スウェーデン	766千m ³
	その他	48千m ³	その他	869千m ³
製材品	【針葉樹】	934千m ³	【針葉樹】	2,746千m ³
	ベラルーシ	406千m ³	英国	974千m ³
	ロシア	236千m ³	エストニア	258千m ³
	エストニア	194千m ³	韓国	164千m ³
	その他	98千m ³	その他	1,350千m ³

日本のラトビアからの
木材製品輸入額
(2017年・HS44類)



資料：上図＝財務省貿易統計。
左図＝ラトビア農務省、統計局。

3. 森林法に関連する主な法令



4. 合法性確認に関連する書類



(1) 木材の合法性を証明する公的な書類

■ 伐採証明書

ラトビアの伐採証明書は、伐採許可書を兼ね合法証明書としても使用。

<p>①申請書記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名、住所（法人名、所在地）、登録番号 財産名称とその地籍 伐採の種類及び方法、林班、林区、伐採予定面積並びに伐採予定材積 	<p>②申請書添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採地位置図 優占樹種胸高直径測定結果 スプルース林適正決定書（スプルース林の場合） マツ立木直径測定結果（マツ林の場合） 委任状（請負作業の場合）
---	--

■ 森林所有者が丸太販売先に発行する納品明細書

伐採証明書とともに使用してトレーサビリティを可能にする（様式不定）。

注：これらの書類は丸太の合法性を証明するもので、製品の合法性を直接証明するものではない。これらの書類を利用した製品の合法性の証明は、加工工場で製品の原料を確実に特定する管理システムの運用がなされている場合に可能になる。

(2) 現在使用されている主な書類

■ 森林認証のCoC認証番号を記した貿易関係または売買関係書類。

5. 伐採証明書（左：原本、右：仮訳）



伐採証明書 番号 _____

所有者または法人所有者

氏名	個人コード	法人名	登録番号	所在地

認定者

氏名	個人コード	認定者番号	発行日	発行機関

承認番号 _____ 行政手続法第 63 条第 1 項、森林法第 12 条第 1 項の規定に基づき伐採を承認する。
(森林資源調査番号) _____

の森林では法令の要件に従う。

林区： (林区名) _____

行政区域の名称： (郡、地籍) _____

伐採地番号	伐採の種類	伐採方法	地籍	許可番号	荷口番号	伐採面積 (ha)
1						
合計						

証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

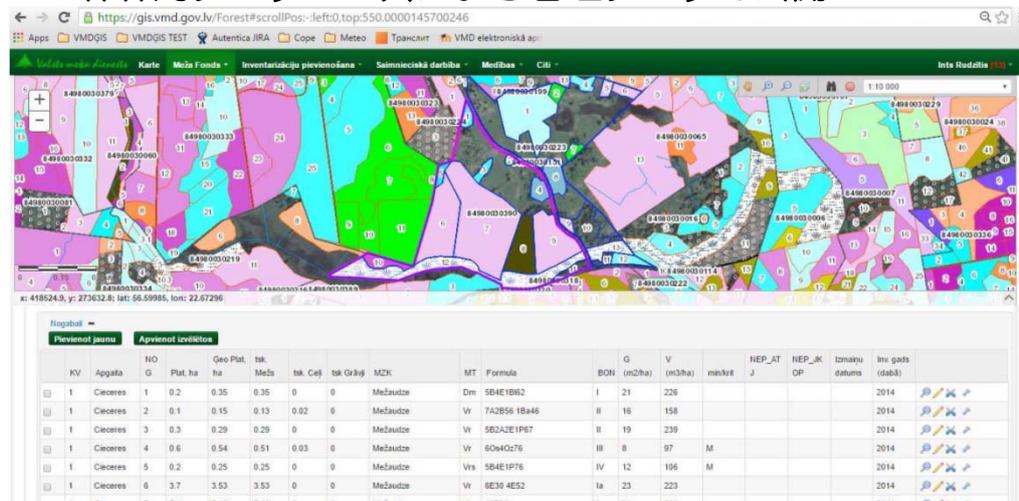
証明書発行者： _____

発行者所在地： _____ 電話番号： _____

年 月 担当職： (役職、氏名、署名)

本証明書には 2 通の写しが存在する。 (氏名) _____ 監督者の受領日から _____ までの期間に真贋の申し立てができる。

7. 森林局データベースによる管理データの公開



林班別資源情報を地図情報とともに表示する。データは森林所有者からの報告、調査及び監査の結果をリアルタイムに反映させる。

森林所有面積 1 万ha以上の森林所有者には、法令によりウェブによる森林経営計画遂行状況の公開が義務づけられている。

8. 森林関連法令違反件数及び違法伐採量

		2014	2015	2016
摘発件数合計	(件)	1,343	1,050	853
行政手続違反	(件)	744	502	413
再造林違反	(件)	90	55	57
伐採規制違反	(件)	177	81	44
狩猟規則違反	(件)	146	161	180
違法山林開発	(件)	24	32	16
自然保護規則違反	(件)	50	30	20
無許可活動	(件)	7	3	8
森林保護違反	(件)	1	1	0
その他の違反	(件)	104	185	135
違法伐採量	(m ³)	20,613	12,971	8,870

違法伐採は、主に森林所有者の法令理解の不足、再造林の要件に係る違反、納税のトラブルに起因。
(農務省による解説)

資料：国家森林局提供資料